

損害賠償の額を定めることについて

大阪地方裁判所令和 3 年（ワ）第 11065 号損害賠償等請求事件について，下記のとおり損害賠償の額を定める。よって，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により，議会の議決を求める。

記

1 賠償の金額

金 2, 000, 000 円

2 賠償する相手方

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

3 理由

裁判所から和解勧告を受けたため。

令和 7 年 3 月 24 日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

(参 考)

事件の概要

令和2年1月27日に、

以下「患者」という。)は、市立伊丹病院(以下「病院」という。)に救急搬送され、肺炎等の症状により入院した。同月29日に患者の異常を機器が検知したにもかかわらず、看護師詰所内のモニターのアラームに対応した者がおらず、同日患者は死亡した。

本件について、相手方は病院等を被告として損害賠償を求める訴えを提起し、係争中であつたが、裁判所より、病院から相手方に対し、200万円の支払をもって和解するように勧告を受けた。